

発議第 11 号

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書

地方自治法第 99 条及び松伏町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

提出者	松伏町議会議員	平 野 千 穂
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書

生活保護基準の大幅な引き下げは憲法 25 条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた裁判で、最高裁は 6 月 27 日、生活保護基準引き下げを「違法」とする統一判断を示し原告勝訴の判決を言い渡しました。

判決は、厚生労働省が保護基準引き下げで物価下落率を使った「デフレ調整」には合理性がないと指摘。同調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないとしました。そのうえで厚生労働相の判断の過程・手続きには過誤、欠落があり、生活保護法違反だと認定しました。また厚生労働省は反省の意を示したものの未だに謝罪はしていません。最初の提訴から 10 年以上が経過し、原告の 2 割を超える 232 人がすでに亡くなっています。国は最高裁判決を真摯に受け止め、被害者への謝罪と被害回復および再発防止に向けて、以下の具体的な対応を速やかにはかることを強く求めるものです。

- 1 すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪と差額保護費の遡及支給
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害の回復
- 3 2013 年改訂に至る事実経過と原因調査・解明の検証
- 4 生活扶助基準の引き上げ、夏季加算の創設など、生活実態にあった保護費の改善
- 5 権利性の明確な「生活保障法」の制定

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 24 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	石 破 茂 様
総務大臣	村 上 誠一郎 様
厚生労働大臣	福 岡 資 麿 様